

郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、郡山市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は保健福祉総務課長補佐をもって充て、副部会長は保健福祉総務課総務管理係長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

(部会長等)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保健福祉部	保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所総務課、保健所健康政策課、保健所保健・感染症課、保健所健康づくり課
こども部	こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	